

石巻市低入札価格調査要綱

平成30年石巻市告示第325号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2第2項の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合における落札候補者の決定に関し、必要な手続を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 この要綱の規定は、石巻市建設工事総合評価一般競争入札実施要領(平成20年石巻市告示第256号。以下「要領」という。)第2条に規定する総合評価一般競争入札の対象工事に適用する。

(調査基準価格)

第3条 入札執行者は、前条の入札により工事の請負契約を締結しようとする場合は、契約の相手方となるべき者が当該契約の内容に適合した履行を行うことができないおそれがあると認められる場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)をあらかじめ定めるものとする。

2 調査基準価格は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を調査基準価格とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 調査基準価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)

第4条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で総合評価点(要領第4条第1号の総合評価点をいう。以下同じ。)が最も高い者の入札価格が調査基準価格未満であった場合には、当該入札に参加した全ての者に対して落札候補者の決定を保留する旨を宣言し、後日落札候補者を決定する旨を告げて入札を終了しなければならない。

(数値的判断基準による判定)

第5条 入札執行者は、前条の規定により落札決定を保留した場合は、工事担当課長の意見を聴取し、速やかに調査基準価格未満の価格で入札した全ての者が提出した工事費内訳書(以下「調査対象内訳書」という。)に記載された内訳金額について、次の各号に定める項目ごとに算出される額(以下「数値的判断基準」という。)と比較し、それが当該数値的判断基準以上であることを確認しなければならない。

(1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額

- (2) 予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (3) 予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (4) 予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- 2 数値的判断基準に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 入札執行者は、調査対象内訳書に記載された内訳金額のいずれかが第1項各号の金額未満であったときは、当該調査対象内訳書を提出した入札者がした入札を無効とし、当該入札者を失格とする。

(低入札価格調査の実施)

第6条 入札執行者は、調査基準価格未満の価格で入札した者のうち、前条の規定により失格とした者以外で総合評価点が最も高い者（以下「低入札価格調査対象者」という。）について、当該低入札価格調査対象者が、入札した価格で契約の内容に適合した履行がなされるか調査（以下「低入札価格調査という。」）を実施しなければならない。

2 低入札価格調査は、低入札価格調査対象者に対し、次に掲げる事項について資料の提出を求め、事情を聴取し、関係機関へ照会する等適切な方法により行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 当該価格に係る工事費内訳明細書
- (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的関連性
- (6) 手持ち資材の状況
- (7) 資材購入先及び資材購入先と入札者との関係
- (8) 手持ち機械数の状況
- (9) 労務者の具体的供給見通し
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者名
- (11) 建設副産物の搬出地
- (12) 経営状況
- (13) 信用状態
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者が必要と認める事項

(調査委員会による審議)

第7条 入札執行者は、低入札価格調査を実施した場合は、当該低入札価格調査対象者を落札候補者とするについて、石巻市低入札価格調査委員会設置要綱（平成30年石巻市訓令第24号）に規定する石巻市低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）の審議に付さなければならない。

(落札候補者の決定)

第8条 入札執行者は、調査委員会の審議の結果、低入札価格調査対象者が入札した価格で契約の内容に適合した履行を行うことができると認めたときは、当該低入札

価格調査対象者を落札候補者とする。

- 2 入札執行者は、調査委員会の審議の結果、低入札価格調査対象者が入札した価格で契約の内容に適合した履行を行うことができないおそれがあると認めたときは、当該低入札価格調査対象者を落札候補者とししない。
- 3 入札執行者は、前項の規定により低入札価格調査対象者を落札候補者とししない場合で、総合評価点が低入札価格調査対象者の次に高い者（以下「次順位者」という。）が入札した価格が、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上であるときは、当該次順位者を落札候補者とする。
- 4 第2項の場合において、次順位者が入札した価格が調査基準価格未満であったときは、当該次順位者に対し、前2条及び前3項の規定を準用する。
- 5 次順位者を落札候補者とししない場合は、次順位者の次に総合評価点が高い者について、前2項の規定を準用する。

（調査結果の通知）

第9条 入札執行者は、前条の規定により落札候補者を決定したときは、入札に参加した全ての者に対してその旨を通知しなければならない。

（入札参加者への周知）

第10条 本制度の円滑な運用を図るため、入札執行者は、入札執行の際に入札参加者に次に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 令第167条の10の2第2項の規定に基づき低入札価格を調査するための基準があること。
- (2) 調査基準価格未満の価格で入札が行われたときは、落札者候補の決定を保留し入札を終了する場合があること。
- (3) 落札者候補の決定を保留した場合は、後日落札者候補を決定し通知すること。
- (4) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、最低価格入札者であっても落札者候補者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格未満の価格で入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月15日から施行する。

附 則（平成31年4月24日告示第211号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の石巻市低入札価格調査要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同

日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和２年２月２７日告示第４０号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の石巻市低入札価格調査要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月３１日告示第１９７号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２８日告示第１２０号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の石巻市低入札価格調査要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。